

日本の英語教育改革に関する一考察

——JET プログラムを中心に——

築 道 和 明

広島大学外国語教育研究センター

1. はじめに

ここ数年、日本の教育改革に関する議論が盛んになっている。英語教育の分野においても文部科学省が2002年7月に『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想』を發表し、翌年3月には『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』(以下、行動計画)を提示し、いくつかの施策が実行に移されている。このような一連の英語教育改革については、言語政策という観点から山田(2003)が批判的に検討を加えており、また、Butler & Iino(2005)では上述の行動計画が生まれる背景について概観し、英語教育に関わるいくつかの論点を整理した上で、教室現場における改革の受け止め方を考察している。しかし、現行の教育改革についてその現状を分析したり、批判的な考察を加えるというアプローチだけでは十分ではない。荻谷(2002)が指摘するように、「教育改革」の実をあげるためには、印象論や体験論に基づく「理想」(幻想)にとらわれることなく、これまでの問題点をできるだけ客観的に、的確に把握し、問題解決のための適切な方法を選択した上で実現可能な目標を設定するという一連の流れが必要であろう。そのような意味で、わが国の英語教育の改革に関わって、マクロな観点からの批判的考察がなされてきたかと言えば、疑問が残る。

本論文では、わが国の言語教育政策、英語教育政策の一例として1987年に導入された「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Program, 以下JETプログラム)を取り上げ、その中でも英語母語話者(native speakers of English, 以下NSE)としてどのような人材が、どのような役割を求められて日本の英語教育の現場に招聘されたのかを中心に、幅広い時間軸を設定して考察を加えることにする。そのことにより、現在進行中の英語教育に関わる種々の改革に関して何らかの示唆を得たい。

2. JETプログラム前史

まず、戦後の英語教育史においてNSEが、いつ頃日本の英語教育の舞台に登場してきたかを考察する。特に、NSEがどのような経緯で日本の学校教育に関わるようになったのか、また、いかなる役割を求められて日本の英語教育に従事するようになったのか等を中心に考察する。

日本の英語教育の歴史において外国人を教員として雇用するということは、明治時代においても存在した。ヨーロッパを中心とした先進諸国の学問や技術を取り入れるために、明治政府は多くの「御雇外国人」を日本に招聘した。伊村(2003)によれば、明治7年(1874)の調査では、総数503名が破格の高給により日本に招かれたという。しかし、日本の国力の増強に反比例するかのようになり、その数は明治8年(1875)の527名を最盛期に漸減し、明治29年(1896)には77名になったとされる。もちろん、明治期の「御雇外国人」と現在の日本の学校現場で働く「外国語指導助手」(Assistant Language Teacher, 以下ALT¹⁾)とはその基本的な任務や目的が異なることは言うまでもない。「御雇外国人」は、それぞれが専門とする学問分野の研究成果に基づき、

その内容を日本の高等教育において指導したのに対して、後述するように、ALTは中等教育レベルの外国語教育において日本人の外国語担当教員の助手として関与しているという根本的な違いがある。

戦後、中等教育段階の英語教育においてNSEを活用する試みとしては、昭和44年(1969年)に始まったフルブライต์助手の制度がある。和田(1987a)によれば、フルブライต์助手制度は、在日合衆国教育委員会(フルブライต์委員会)と日本の文部省(当時)とが協同して都道府県教育委員会にアメリカ人を配置し、各都道府県の英語担当指導主事の助手として、高等学校及び中学校の英語科教員(Japanese Teacher of English, 以下JTE)の現職教育等に従事させる制度であった。この制度は昭和44年(1969)から昭和51年(1976)までの8年間継続され、延べ39名のアメリカ人が日本の英語教育に関わったとされている。ただ、このフルブライต์制度は、年間4名から多くて7名程度の招致人数であり、日本の英語教育全体からみれば、それほど大きな影響を及ぼしたとは考えにくい。フルブライต์制度は、McConnell(2000)が指摘するようにアメリカ合衆国側の財政難を理由に1977年に後述するMombusho English Fellows制度(以下、MEF制度)へと継続、発展されていくことになる。

では、NSEを英語教育において積極的に活用すべきであるという発想は、どのような経緯で、何を目的に誕生したのだろうか。以下、1970年代を中心にこの問いについて考察を加える²⁾。

1970年代には、戦後の日本の英語教育史上に残る英語教育論争が展開された。いわゆる「平泉・渡部論争」である(平泉・渡部1995)。1974年4月に自民党政務調査会国際文化交流特別委員会副委員長であった平泉渉参議院議員(当時)が「外国語教育の現状と改革の方向——一つの試案——」と題する英語教育改革のための試案を発表した。それに対して、渡部昇一(当時上智大学)が「亡国の『英語教育改革試案』」と題する反論を発表し、その後、両者の間で論争が展開された。この論争は、英語教育史において従来から繰り返されてきた「実用派」対「教養派」の流れを基本的に汲んでいると言える。従って、両者の対立点のみが際立つ論争であったかのように思われるが、英語教育におけるNSEの役割という観点に限定して述べるならば、平泉、渡部両氏ともその必要性について言及し、NSEの導入に積極的であったという点において認識を共有していたという事実は見落とされがちである。

渡部は、「私の英語上達法」と題する文章の中で次のように述べている。

ただ一学校に一人ぐらいは外人の先生がいてもらったらよかったと今でも思う。すべてのクラスに外人が会話を教える必要はないであろうが、課外の英語会話クラブのために、また、日本人にはわかりにくい点を教えてくれるために、また、外人と接する機会の少い(ママ)生徒たちにその機会を与えるために、外人が欲しい。特に英語の先生方としょっちゅう会話し、交際し、疑問点に答えてくれるために、一校に一人でも外人がいたら、その効果ははかり知れないと思う。(平泉・渡部, 1995: 192—原文は縦書き)

渡部は、「外人」という言葉を用いているが、それはNSEのことを意味していると考えてよいだろう。英語教育における「外人」の存在、その役割を渡部は、学習者にとって英語使用の実体験を提供する存在であること、また、日本人英語教員が英語力を伸ばしたり、英語についての知識を得るためのリソース・パーソンであること、という二つの点に求めていたと思われる。

一方の平泉は、「私説・語学学習法」の中で、次のように言う。

私の語学学習法は、つきつめると、やさしい言葉を、短期間に、集中して大量に練習するということである。だから、先生方については特別の注文はない。発音さえしっかりしている方ならば、会話などはできなくても、少しも差支えない。会話は生徒が一人で練習する。もちろん、英米人を各高校（外国語を教える高校では）に一人ぐらいはどうしても配属させたい。（前掲書：222—原文は縦書き）

平泉は、「英米人を各高校に配属させたい」としているが、これは全国の高校にNSEを配属するという意味ではない。平泉は前述した試案の中で、英語教育の改革の方向として7つの項目を挙げている。その中で「5 高校の外国語学習課程は厳格に志望者に対してのみ課するものとし、毎日少なくとも二時間以上の訓練と、毎年少なくとも一カ月にわたる完全集中訓練とを行う。」（前掲書：13）と述べ、英語教育に特化した高校を設置することを提案している。そのような高校に限定してNSEを配置するという発想なのである。

このように渡部も平泉も英語教育の改革・改善においてNSEの存在を不可欠なものとしてとらえている点では共通しているが、NSEに求める役割については、渡部は学習者、英語教員双方に英語使用の実体験を保障する人物としてとらえているのに対して、平泉はNSEを英語教育に特化した高校に配属すると述べるに留まり、その具体的な役割については明らかにしていない。また、両氏ともNSEが満たすべき資格等についても言及していないが、当時の状況考えるとNSEが教室に存在するということだけで英語学習への動機づけにつながるだろうという発想やPhillipson（1992）が言う「NSEが最善の教師」といった“the native speaker fallacy”にも通じるような素朴なとらえ方があったのかも知れない。

いずれにせよ、平泉による英語教育改革のための提言、及びそれに対する渡部の反論が後に続く日本の外国語教育政策に何らかの影響を与えたということは間違いないだろう。この点に関連して、和田（2000）は、平泉による試案が後述するMEF制度を生むための端緒になったとしている。

では、次に平泉・渡部論争に続く外国語教育の改善に向けた動きに視点を移し、その流れを概観する。平泉試案が提出されたのは1974年4月であるが、同年5月27日に中央教育審議会の「教育・学術・文化における国際交流について」の〈答申〉、及び〈答申附属書〉（具体的施策）が提出され、その中で「外国語教育の改善」とする答申が示されている（『英語教育』1974年8月増刊号：84）。そこでは、「中学校・高等学校における外国語教育についてはコミュニケーションの手段としての外国語能力の基礎を培うための教育内容・方法及び教育環境について一層の改善を図ること」、「高等教育機関においても、外国語能力の向上を図るため、一般教育としての外国語教育の在り方について検討すること」、「外国語教員の指導力の向上を図るため、語学研修のための海外留学について積極的な施策を講ずること」という基本的な柱とあわせて、「優秀な外国人を採用し、外国語教育において活用することを実態に即して一層推進すること」という記述がみられる。

さらに「答申附属書」をみると、そこでは外国人の活用に関して、次のように具体的な方策が示されている。

(2) 高等学校及び中学校において、コミュニケーションの手段としての外国語の改善・充実を図るため、外国人を積極的に採用し、指導主事及び外国語担当教員の補助者として、授

業、研修等に参加させること。

「高等学校及び中学校」というように記述されていることの意味は、おそらくNSEの活用場としては主として高等学校が想定されていたということなのだろう。また、この文書ではNSEに求められる役割として指導主事や外国語担当教員の「補助者」というように規定している点にも注目しておく必要がある。

以上のような答申を受けて、文部省（当時）は1974年11月に中学校及び高等学校における英語教育の改善の在り方を検討するために、英語教育改善調査研究協力者会議を発足させ、翌1975年6月19日にその審議結果を発表する（和田2000：33）。その報告書では「2 英語教育改善のための方策」と題し、（1）英語担当教員の研修、（2）視聴覚教材及び教育機器の整備、（3）指導上の工夫改善という3つの方策に加えて、次のような提言がなされている。

（4）高等学校における英語科の設置

英語に対する素質・能力・志望等を有する生徒に対してより一層深く英語教育を施していくため、専門教育を主とする学科としての英語科をもつ高等学校が各都道府県に設置されるよう奨励するとともに、必要な条件整備を図っていくための次のような措置を検討すること。

（和田1987a：12-13）

その上で、高等学校に英語科を設置するための具体的措置としてNSEを積極的に活用するという以下の提案がなされている。

イ 英語の指導、特に聞くこと、話すことの指導の効果を一層高めるため、必要に応じて外国人による指導を受けることができるような措置を講ずること。なお、上記の外国人が、英語担当教員の研修会において活用されるようなことについても配慮すること。

（前掲書：13）

ここで提案されているNSEの活用方策についての基本的な方向性は、高等学校に英語科を設置し、NSEを配置すること、指導主事や外国語担当教員の補助として授業や教員の研修にあたるということ、という二点にまとめることができる。これは先にみた平泉、渡部両氏のNSE登用についての提言内容と重なっており³⁾、この点からも前述したように両氏による論争が後の英語教育改革の流れに一定の影響を及ぼしたとみなすことができよう。

この答申を受けて、MEF制度が1977年から発足することになる。MEF制度により招聘されたアメリカ人は、1977年は9名に過ぎなかったが、1986年の段階では、235名というように10年間で急増している（和田1987a：30）。

では、次にこの制度により招聘されたMEFがどのような資格を持ち、日本の英語教育においていかなる貢献を期待されていたかという点について考察を進める。

昭和61年度、すなわちMEF制度の最終年度における英語指導主事助手受入れ実施要項の一部は、以下のような内容である⁴⁾。

1 目的

アメリカ合衆国から「外国語教育としての英語教育」を修得した者を招致して都道府県・指定都市教育委員会等（以下「県教育委員会」という。）に英語指導主事助手（以下「助手」という。）として配置し、勤務させることにより、中学校及び高等学校における英語教育の改善充実に資する。

2 助手の配置

助手の配置は文部省初等中等教育局長が国際教育交換協議会等の協力を得て選考した者の中から県教育委員会の実情を勘案して決定する。

3 助手の職務

助手は、県教育委員会の監督の下に主として次の方法により英語担当の指導主事の職務を補佐する。

(1) 現職教育

講習会等において英語教育担当教員の現職教育に従事する。

(2) 学校訪問

訪問先の学校において、担当教員の指示により英語の発音指導等に従事する。

(3) クラブ活動等の指導

県教育委員会の計画に基づき学校の英語クラブ等の客員として参加する。

(4) その他

県教育委員会の行う教材の作成、英語のコンテストの審査等に従事する。

(和田1987a : 23-24)

この募集要項の記述内容から、MEF 制度において招致されたNSE の特徴として以下の3つの点を指摘することができる。

まず第一に、目的の中の記述に見られるように応募者の資格として『「外国語教育としての英語教育」を修得した者』というように規定されていたという点である。つまり、MEF 制度では、英語教育を専門とする若者を日本の英語教育現場に招くという意図があったということである。第二に、MEF に求められる主たる役割を英語教育担当教員の研修を中心にして、英語指導主事の職務を補佐する立場に位置付けているという点である。さらに、各学校を訪問して直接英語指導の補助として指導にあたる場合に「英語の発音指導等に従事する」と例示してあるように、授業の中での主たる役割としては「発音指導」を想定していたという点である。

このように、MEF 制度の目的は、英語教育の改善、充実という点にあり、そのための具体的な方法として外国語としての英語教育を専門に学んだ資格を有するNSE をアメリカから招聘し、中学校・高等学校における英語教員の現職教育を充実するという観点から、英語担当の指導主事を補佐する職務にあたらせたのである。もちろん、和田（前掲書：31）が指摘するように、MEF の招致人数が当初の9名から最終年度には235名へと急増することに伴って、現職教員の研修における指導主事の補佐という主要な役割よりも学校訪問へのニーズが高まり、学校現場に出向いて英語の授業を補助するという本来の意図とは異なった形でのMEF の活用の実態があったということは否定できない。また、同じく和田（前掲書：103-104）が指摘するように、実施要綱における『「外国語教育としての英語教育」を修得した者』とする規定が、実際の募集・選考においては必須条件として厳密には適応されず、“Desirable but not required: Some background

in TESOL through courses or experience.”（前掲書：137）とする記述に留まり、外国語教育としての英語教育の資格を修得していないNSEも人格的に優れていれば採用されていたという現状もあったようである。

しかしながら、このような実態は事実としてあったとしても、MEF制度で来日するNSEに求められていた役割や任務は、その制度を一貫して指導主事の補佐、とりわけ現職教員の研修における補佐という点にあったこと、また、資格要件として「『外国語教育としての英語教育』を修得した者」という規定がMEF事業の開始にあたっては重視されていたという点は、英語教育におけるNSEのあり方を考える上で重要な視点を提供していると言える。

3. JETプログラム導入の背景

次に、1987年に導入されたJETプログラムに焦点を当て、プログラムが導入された当時の背景を探る。和田（1987c）によれば、JETプログラムの前身としては、2つのプログラムがあったとされている。その一つは前節で考察したMEF制度であり、今一つのプログラムは、「日・英両国民の友好親善及び相互理解の促進を図るとともに、わが国における英語教育のいっそうの充実に資する」目的のため、1978年に始まった「英国人英語指導教員招致事業」（British English Teacher Scheme, BETS）である。BETSの事業により日本を訪れた英国人はMEFとは異なり、当初から学校に配置され、それぞれの学校において日本人英語担当教員の研修や英語指導にあたった。その事業規模は、初年度の20名から1984年には70名に増加しているものの、MEF制度と比較するとそれほど大きな規模には発展しなかった（東1986a）。これら2つの事業を拡大、発展する形で、1987年8月、JETプログラムが開始されることになるわけであるが、その社会的な背景について考察を加え、このプログラムの特徴について整理する。

まず、JETプログラムの趣旨について、プログラム発足当初（1987年）の文書は次のように述べている。

1 趣旨・目的

我が国における外国語教育の充実に図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資するため、以下の方法により語学指導等を行う外国青年を地方単独事業により招致する事業を実施する。（和田1987a：80）

一方、次に示すのは、地域における国際化を支援・推進するために1988年に設立された財団法人自治体国際化協会（Council of Local Authorities for International Relations, 以下CLAIR）が、その公式サイトに示している2006年の段階でのJETプログラムの目的である。

JETプログラムは主に海外の青年を招致することによって、地方自治体、教育委員会、及び日本全国の小・中・高等学校で、国際交流と外国語教育を支援し、地域レベルの草の根の国際化を推進することを目的としています。個人レベルでの日本人（主に若者）とJET参加者の相互交流の場を提供しています。

（<http://www.jetprogramme.org/j/introduction/goals.html>）

これら二つの記述内容を比較すると、もちろん文体上の違いや学校種への言及等の点で違いも認められるが、JETプログラムの基本的なねらいに関しては、その導入当時と現在とで大きな変化はみられない。一方、JETプログラムの目的と前節で取り上げたMEF制度の目的とを比較してみると以下の三つの点において違いがある。

第一に、MEF制度とJETプログラムでは目的が異なっている。前述したようにMEF制度の目的は高等学校及び中学校における英語教育の改善充実であり、そのための手段として「外国語としての英語教育」を修得したNSE（アメリカ人）を英語指導主事の助手として教育委員会に配置するということであった。これに対して、JETプログラムの趣旨・目的は、英語教育の改善、充実という一つの目標に限定されていない。JETプログラムでは、日本の国際化の促進を目指すという壮大なゴールを掲げ、そのために「外国語教育の充実を図ること」と「地域レベルの国際交流を推進すること」という二つの下位目標が設定されるという構図になっている。

第二に、担当する省庁の違いがある。MEF制度は文部省の単独事業であった。従って、応募者の募集、選考から決定、配置や研修、財政的な措置全てにわたって文部省が責任を有していた。一方、JETプログラムは自治省（当時）、外務省、文部省（当時）という3つの省庁の協同事業として導入され、応募者の募集、選考は外務省が、参加者の研修は文部省が、参加者の配置計画や財政的な措置は総務省が、それぞれ担当することになった。

第三として、MEF制度では、国がその事業の中心になりNSEを招致していたが、JETプログラムにおいては、地方公共団体等が主体となり招致するというように事業の主体が異なっているという点がある。従って、外国青年の招致計画や実際の招致人数も地方自治体によって大きな差が存在しているのが実状である⁵⁾。

では、なぜ、こうした変化が生まれたのか、その考えられる背景的な要因について考察を進める。まず、当時の英語教育を取り巻く状況を中心に、文部省の英語教育改革への方針を検討する。JETプログラムが導入される前の英語教育を取り巻く状況としては、1980年代の後半に学習指導要領の改訂をにらんで教育課程の基準の改善について活発な議論が行われていた。1986年には教育課程審議会の中間まとめが発表され、さらに1987年12月24日には、その最終答申が発表される。教育課程審議会の最終答申における「外国語科の改善の基本方針」に、以下のような記述がある。

中学校及び高等学校を通じて、国際化の進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視する。
(和田・羽鳥 1990: 14)

この答申を受けて1989年には学習指導要領が改定され、告示されるわけである。このような歴史的な流れを念頭に置いてJETプログラム導入の目的を考えるならば、外国語教育において「コミュニケーション能力の育成」と「国際理解の基礎を培う」という二つの大きな目的を達成するためにJETプログラムが導入されたと想定することもあながち間違いとは言えないかもしれない。当時の文部省自体もこれら二つの目的を達成することが英語教育の中心的な課題であると次のように述べている。

とりわけ、外国語教育において大切な中・高等学校段階にあつては、英語を母国語とする

外国人から直接語学指導を受けることにより生きた英語を学ぶと同時に、その学習を通じて諸外国に関する正しい理解の促進を図ることが、現在最も要請されていることと言える。

(文部省1987:20)

このような背景を考えるならば、JETプログラムは、英語を母語とする多くの外国青年を日本の教室に招致することによって、英語教育を改善、充実させるという目的を達成しようとした試みであるという考え方も可能である。このような立場に立つ論考として、日本の言語教育政策の一例としてJETプログラムを取り上げ、それを批判的に検討している山田(2003)がある。山田は、プログラム導入の段階では、前述した先行する二つのプログラムを質的に充実するという目的、すなわち、「英語教育の充実」が第一義的であったとする。しかし、英語圏からの若者との交流を通じての国際交流という副次的な目的が次第に主流となり、その結果として、現状ではJETプログラム自体の目的が曖昧なものとなり、そのことがプログラムをめぐっての様々な混乱の主要な原因となっていると指摘している。

しかしながら、「英語教育の充実」と「国際交流の促進」という二つの目的は、山田が指摘するように前者が主であり、後者が従であるという関係にあったのではない。むしろ、これら二つの目的を同時に達成するための方策としてJETプログラムが導入されたにとらえる方が正確である。さらに言えば、当時の経済的、社会的、政治的な状況をトータルにとらえるならば、「国際交流の促進」が中心であり、その実現の主たる手段として英語教育というフィールドが選択されたにとらえるのが、より妥当な解釈ではないかと思われる。以下、このような考え方を裏づけるいくつかの根拠を述べる。

まず、JETプログラムは、「国際化」とは直接的な関わりがあまりないと考えられる自治省(当時)が主導する形により計画されたという点に注目する必要がある。1970年代、80年代において地方公共団体が海外との交流を模索し始め、地方自治体を統括する省庁である自治省には、地域レベルの国際化に向けた動きに対する一定の方向づけを行う必要があった。そのような背景の中、国際化や海外との関わりについてはそれほど蓄積のない自治省が、1986年1月に「国際交流プロジェクト構想」を発表している。その中では、地方自治体における国際化施策の指針を国(自治省)が策定すること、地方自治体がこれに基づき国際化推進のための計画を策定し、実施すること、これに必要な経費について国が財政措置を講ずること等の基本的な方針が示されている⁶⁾。JETプログラムの構想は、この「国際交流プロジェクト構想」における「地方自治体の国際化施策の指針」の重要な柱として提案されたのである。当時の自治省の担当者はJETプログラムの構想を1985年の段階で検討したとしているが、自治省内部からの慎重論や他省庁に対する越権行為にあたるのではないかという危惧等から、当初はゴーサインが出なかったとしている(McConnell: 34)。しかし、当時、日本とアメリカ合衆国との間には貿易摩擦という解決すべき重要な政治的、外交的な課題があり、対米貿易黒字の解消を日本は強く求められていたという事情が一方では存在した。このような状況下で、JETプログラムを構想した自治省の担当者は、当時に回顧して以下のように述べている。

… I decided local governments must open their doors and let people come and see the truth directly—not just any people, but those with a college degree and under the age of thirty-five, since people start to lose flexibility after that age. I thought this would be a

much better way of solving the trade conflict than using money or manipulating goods. I thought that seeing how Japanese live and think in all their variety, seeing Japan the way it really is, would improve the communication between younger generations in Japan and America. (McConnell: 35)

JET プログラムにおいて、外国青年を日本に招致するというそもそもの意図が、部分的にせよ対米貿易黒字の解消に向けての解決策の一環として構想されたということが、この発言からは伺える⁷⁾。少なくとも JET プログラムは、文部省が主導して、MEF 制度や BETS 等、既存の外国語教育プログラムを単純に統合し、発展させたものでもなく、また、外国語教育の改善充実のみを意図して計画された事業でもなかったということは間違いないだろう。「地域レベルの国際交流の推進」と「外国語教育の改善充実」という二つの目的のうち、JET プログラムはそもそも「地域（あるいは日本）の国際化」が中心であり、「外国語教育の改善充実」は二次的なゴールであったというとはえ方は、JET プログラム導入時に文部省において中心的な役割を果たした和田（2000：33-34）自身の論述にも見られる。和田は、当時の政治、経済的な状況を踏まえながら、「（前略—引用者）JET プログラム開始の経過をみると、JET プログラムは地方レベルにおける国際化促進が主要な目的であり、学校における英語教育改善はプログラムの全体構想の一部であることが分かる」と述べている⁸⁾。このような JET プログラムのとはえ方については、もう一つの省庁である外務省も基本的には同じであったとみなしてよいだろう⁹⁾。

4. JET プログラムの外国青年像

「外国語教育の改善充実」と「地域レベルの国際化の推進」という二つの目的を達成する手段として諸外国から多くの若者を日本に引き、日本人と直接交流する機会を提供し、日本の国際化を進めるということが JET プログラムの趣旨であるとするならば、どのような若者達がどこから来日しているのだろうか。この点について入手し得た複数の資料に基づいて JET プログラム導入時の1987年から2006年までの外国青年の招致人数を表1にまとめた¹⁰⁾。なお、この表中の CIR は、“Coordinator for International Relations” の略号である。また、表中の CIR の人数には、スポーツを通じた国際交流活動を担当する「スポーツ国際交流員」(SEA: Sports Exchange Advisor) の人数も含めている。

MEF 制度によって日本を訪れたアメリカ人の総数が10年間で852名（和田1987a：30）であったという点と比較すれば、JET プログラムによる外国青年の招致人数の膨大さが表1からも明らかである。もちろん、2003年以降、若干その数が減少しつつあるのも事実であるが、これはおそらく、地方自治体の厳しい財政事情が影響しているためではないかと思われる¹¹⁾。

このように JET プログラムによる外国青年の招致人数は大幅に増大しているのであるが、その任務の内訳としては、表1からも明らかのように、ALT として日本を訪れる外国青年の割合が圧倒的である。JET プログラムによる外国青年招致者総数に対する ALT の比率は、1987年当時で95.9%、その後一貫して ALT の占有率は全体の90%近く、あるいはそれを超えているのである¹²⁾。前述したように、JET プログラムは、「外国語教育の改善充実」と並んで「地域レベルの国際化の推進」という目的を掲げて開始された事業であり、また、その職務内容から判断して、おそらく ALT が前者の目的達成に、CIR は後者の目的達成に主として関与することが基本的に想定されていると考えてよい。しかし、実態としては、外国青年の多くが ALT という立場で日本

表1 JETプログラム参加者数の推移（1987年～2006年）

年度	ALT	CIR + SEA	合計人数
1987	813	35	848
1988	1384	59	1443
1989	1894	93	1987
1990	2146	138	2284
1991	2699	175	2874
1992	3108	217	3325
1993	3508	277	3785
1994	3865	320	4185
1995	4243	385	4628
1996	4574	458	5032
1997	4831	516	5347
1998	5096	581	5677
1999	5241	584	5825
2000	5467	611	6078
2001	5583	607	6190
2002	5676	597	6273
2003	5649	577	6226
2004	5567	536	6103
2005	5362	491	5853
2006	5057	451	5508

の学校教育という限られた「地域」において日本人の外国語担当教員の助手として勤務しているのである。このことから、ALTには外国語教育の改善充実というJETプログラムの一方の目的達成のみが求められているというように単純に結論づけることはできない。

また、ALTがその指導の補助にあたる外国語としては、当初の英語のみから、1989年に独語と仏語が加えられ、さらに1998年には中国語が、翌年には韓国語が追加され、現在は「英語・仏語・独語・中国語・韓国語」の5つの外国語が指導されている。それにも関わらず、実態としては「英語指導助手」が圧倒的であるということも指摘しておかなければならない。CLAIRのJETプログラムに関する公式ウェブサイト上の資料に基づく（http://www.jetprogramme.org//documents/stats/sanka_ninzu_kunibetsu.pdf）、2006年の段階でALTは世界30ヶ国から来日しており、そのうち中国からは11名、フランスからは10名、ドイツから7名、韓国から3名というように英語以外の外国語指導の助手として参加していると思われるALTは31名を占めるに過ぎないというのが現状である¹³⁾。

英語指導助手に限定して述べるならば、英語指導助手としての参加者には、南アフリカ共和国（78名）、シンガポール（32名）、ジャマイカ（39名）、インド（22名）等にもみられるように世界の多様な地域からの参加者があり、その点では、日本の英語学習者が多様な英語、いわゆる World Englishes に触れる機会も保証されているとも言える。しかし、前述のCLAIRの資料によれば、

出身国別の人数は、アメリカ (2759名)、イギリス (699名)、オーストラリア (340名)、ニュージーランド (254名)、カナダ (655名)、アイルランド (112名) というようにJET プログラムの導入初期の段階から参加している英語圏の6つの国々に集中しているという事実も一方では存在している。

5. まとめ

本論文での議論を以下にまとめる。

第一に、コミュニケーション能力を養成するための英語教育というゴールが明示されたのは、1989年告示の学習指導要領であると考えられるのが一般的であろう。しかし、冒頭でみたように、「コミュニケーション」志向の英語教育へのパラダイムシフトは、1970年代に既にその萌芽を見ることができる。たとえば、現在「行動計画」に拠って各都道府県で実践されている Super English Language High School という発想は、1970年代に提言された「高等学校の英語科設置」という提言と重なってくる。

また、本論文で中心的に扱ったJET プログラムについて述べるならば、英語教育改革を中心に据えた教育改革という性格よりも、1980年代に日本が置かれていた複雑な社会的、政治的、経済的な状況が誘因となって実行に移されたもの、言い換えるならば「外的な圧力」による事業であったと言える。このように英語教育の内部からの自発的な意思に基づいて提案されたプログラムではないということが、「外国語教育の改善充実」と「地域レベルの国際化の推進」という二つのゴールを設定するというJET プログラムの事業目的そのものの曖昧さを生み出し、さらには、それが教室実践におけるALTの役割の曖昧さにもつながっている。本論文の前半で考察したMEF制度の趣旨やその中でNSEに求められた役割と対比すれば、JETプログラムが内包する「曖昧さ」という側面は一層際立ってくるように思われる。

JETプログラムに関しては、改革の評価という点でも問題が残されている。既に指摘したようにJETプログラムにより来日しているALTの多くは、特定の英語圏を中心にした若者で占められている。従って、「地域レベルの国際化」という目標の達成度を把握するためには、日本の学校という特殊な環境で異文化理解、異文化交流の最前線に立っているALTとJTE、他の日本人教員、さらには日本人英語学習者が「国際化」という観点からどのように変容しているのか、あるいはしていないのかといった視点からの分析が必要であろう。また、「外国語教育の改善・充実」という観点から日本人英語学習者の英語力がどのように変容しているのかということも評価されなければならない。しかし、こうしたプログラムの評価に関しては、少なくとも国家レベルによる評価としては自治体国際化協会(2001)があるに過ぎず、その中身も教員の意識調査や学習者の態度面での変化、検定試験の受験比率の変化等からの評価に留まっており、十分な内容とは言い難い。

このように改革の評価が不十分なままにも関わらず、「行動計画」では、英語教員の指導力を高める目的や小学校の英語活動に関わって、ALTの更なる活用策が提言されている。JETプログラムが導入されて20年が経過する。一方の「行動計画」は、2003年より5年間をかけて取り組まれている。言語教育政策という観点から、日本の英語教育を改善、改革するということを目指すのであれば、これまでの諸施策の反省、評価に、まずは着手する必要がある。

注

- 1) JET プログラム開始当時は、AET (Assistant English Teacher) という呼称であったが、英語以外の外国語指導の助手という立場の外国青年も招致されるようになり、ALT (Assistant Language Teacher) と現在では呼ばれている。
- 2) ここでは言及していないが、国レベルではなく、都道府県レベルでの外国語教育 (英語教育) にNSEを活用するという試みは、例えば熊本や神戸市等で早くから行われていた。詳しくは福田 (1979)、福田 (1991)、萬戸 (1992) を参照のこと。
- 3) これは、偶然の一致ではないだろう。なぜなら、和田 (1987a) によれば、協力者会議の一人として渡部が参画しており、平泉もその会議に出席し、意見交換を行ったという事実があったということであり、両氏の発言が何らかの形で後の英語教育に関わる政策策定に影響を及ぼしたと思われる。
- 4) 和田 (1987a) によれば、実施要綱に明記されている諸事項はMEF制度が導入された1977年から原則としてそのまま踏襲されたと言う。従って、ここで議論しているNSEの役割や資格についてもMEF制度の中では大きな変化はなかったものと考えられる。
- 5) 地方自治体によってJETプログラムによる外国青年の招致人数には大きな開きがある。例えば、2004年度では244名を招聘した兵庫県に対して、東京都は9名と極めて少ない。但し、東京都などはJETプログラム以外の手段により独自に外国青年を招いている (山下他 2004: 23)。
- 6) 高橋正樹「自治体国際交流への歩みと支援体制」(http://www.jcie.or.jp/japan/cn_ins/cni9802/10htm)
- 7) この点に関して、例えば若林 (1989) は、「もともと、このJETプログラムは、中曽根康弘・前首相の思いつき、国際収支の黒字についての国際的言い訳に始まった体制であって、それは、けっして日本の英語教育を根本的に改革しようという発想に基づいているわけではない」と手厳しく批判している。
- 8) 和田は、自治省から提案されたJETプログラム構想についての当初の感想に言及して、以下のように述べている。

At the early stage of the discussion we didn't like the idea because we were afraid that the Ministry of Home Affairs would take control of the program and the educational purpose would be lost. If we participated in the new program, we thought it would be impossible to keep our influence in the field of teaching English. But we knew that it would be impossible to increase the budget, and local prefectures and cities and towns wanted to have more native speakers of English. (McConnell: 44)

- 9) あるインタビューにおいて、JETプログラムの導入の経緯について質問された外務省の担当課長は、次のように答えている。

JETプログラムは昭和62年にそれ以前の事業を引き継いだ形で発足しました。以前は外国語の教育指導プログラムという側面が強かったのですが、せっかく優秀な外国の青年が日本に滞在するのですから、ただ英語を教えるのみではなく、同時に国際交流を深めようという目的で、JETプログラムは創設されたのです。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/listen/interview/intv_18.html)

- 10) 具体的には、下記の資料を参照した。

<http://www.monbu.go.jp/aramashi/1998jpn/kokusai/920.html>

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/11/011121/01-2.htm

<http://www.jetprogramme.org/j/outline/>

http://www.clair.nippon-net.ne.jp/HTML_J/JET/TABLE2.HTM

- 11) もちろん、地方自治体が独自に招致する ALT や CIR も存在する。例えば、菅 (2002) によれば、地方単独事業で雇用している ALT は2784名に達しており、JET プログラムと合わせると8000名近くの ALT が日本の学校教育現場に存在するということになる。
- 12) JET プログラムにより日本を訪れる外国青年のうち、ALT の占める比率が高いということは一般的な傾向として述べているのであって、地域によってはその比率が異なってくる場合もある。例えば、島根県の場合、2004年度では CIR が32名、ALT は90名というように、CIR として勤務している者の比率が全国的な平均と比べると高いと言える (島根県環境生活部国際課 : 103)
- 13) 山田 (2003) が指摘するように、フランス出身の ALT が必ずフランス語の指導にあたるとは言えず、場合によっては英語指導助手として勤務している可能性もあり、そうした点を勘案すれば、ALT のうち、英語以外の外国語担当の助手はさらに少ないとも考えられる。

参考文献

- 伊村元道 (2003) 『日本の英語教育200年』大修館書店
- 加納幹雄 (2002) 「文部科学省に聞く ALT 制度の今後の展望」『英語教育』第51巻, 1号, pp.28-30.
- 荻谷剛彦 (2002) 『教育改革の幻想』ちくま新書
- 菅 正隆 (2002) 「ALT が増えるのはいいけれど一声に出して読んではいけない ALT 問題」『英語教育』第51巻, 10号, pp.16-17.
- 自治体国際化協会 (2001) 『JET プログラム評価調査報告書』
- 島根県環境生活部国際課 (2005) 『島根県の国際化の現状』
- JET プログラム研究会 (1996) 『中・高校における JET プログラムの現状と課題』国立教育研究所大修館書店 (1974) 『英語教育』8月増刊号
- 築道 and 和明 (1986) 「異文化間コミュニケーションに関する基礎的考察— Misunderstanding の問題を中心にして—」『中国地区英語教育学会研究紀要』No.16, pp.25-33.
- 築道 and 和明 (1997) 「学校での異文化葛藤場面に対する AET の反応—島根県在住の AET に対するアンケート調査に基づいて」『高英研』No.36, 島根県高校英語教育研究会, pp.3-17.
- 築道 and 和明 (1998) 「異文化葛藤場面における AET の対処方法—滞日年数と対処方法との関わりを中心に」『英語教育と英語研究』第15号, 島根大学教育学部英語教育研究室, pp.19-33.
- 築道 and 和明 (2000a) 「JET Program 回顧と展望」『英語教育と英語研究』第17号, 島根大学教育学部英語教育研究室, pp.43-56.
- 築道 and 和明 (2000b) 「学校での異文化葛藤場面に対する ALT の反応 (2)」『中国地区英語教育学会研究紀要』No.30, pp.29-38.
- 築道 and 和明 (2006a) 「JET プログラムにおける Assistant Language Teachers と Japanese Teachers of English との相互理解に関する研究」学位論文 (広島大学大学院教育学研究科)
- 築道 and 和明 (2006b) 「英語科教員に求められる異文化理解に関わる資質・能力」『日本教科教育学会紀要』第29巻, 第1号, pp.1-10.

- 長江 宏 (1988) 『外国人講師 その活用とティーム・ティーチング』三省堂
- 野沢聡子 (1989) 「ドキュメント・外国人講師」『英語教育』第37巻, 13号, pp.8-12.
- 東 真須美 (1986a) 「英国人英語指導教員を迎えて (上)」『英語教育』第35巻, 3号, pp.36-38
- 東 真須美 (1986b) 「英国人英語指導教員を迎えて (下)」『英語教育』第35巻, 4号, pp.28-30
- 平泉渉・渡部昇一 (1995) 『英語教育大論争』文春文庫
- 深澤清治 (1994) 「比較文化の視点から見た教材と指導法」『中国地区英語教育学会紀要』No.23, pp.281-288
- 深澤清治他 (1992) 「異文化理解・異文化コミュニケーションを目指した英語教育」『英語教育』9月増刊号, pp.63-83.
- 福田昇八 (1979) 『話せない英語教師』サイマル出版会
- 福田昇八 (1991) 『語学開国 英語教員再教育事業の二十年』大修館書店
- 堀田佳男 (1997) 『どうしてYesも言えないの アメリカ人が見た日本の学校現場』労働旬報社
- 松下圭一 (編) (1988) 『自治体の国際政策』学陽書房
- 松村幹男他 (1988) 「学校英語教育における外国人講師の役割」『英語教育』9月増刊号, 第37巻, 7号, pp.68-81.
- 萬戸克憲 (1988) 『外国人講師との授業 国際化時代の教育への布石』大修館書店
- 萬戸克憲 (1987) 「外国人講師導入と文化摩擦」『英語教育』第36巻, 4号, pp.16-17
- 萬戸克憲 (1992) 『国際化と英語科教育』大修館書店
- 文部科学省 (2003) 『「英語が使える日本人」育成のための英語教員研修ガイドブック』
- 文部省 (1987) 『文部時報』第1321号, ぎょうせい
- 山下隆久他 (2004) 「本邦中等教育に従事する外国人語学教師の精神保健調査—埼玉県における予備調査から—」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第3号, pp.19-32.
- 山田雄一郎 (2003) 『言語政策としての英語教育』溪水社
- 若林俊輔 (1989) 「AET 導入反対の弁」『英語教育』第37巻, 13号, pp.13-15.
- 渡邊寛治 (1996) 「JET Program (me) の現状と課題」『現代英語教育』第33巻, 6号, pp.9-11.
- 和田 稔 (1987a) 『国際化時代における英語教育—Mombusho English Fellows の足跡』山口書店
- 和田 稔 (1987b) 「外国人講師活用の在り方」『英語教育』第35巻, 11号, p.71.
- 和田 稔 (1987c) 「外国人講師導入の現状と将来」『英語教育』第36巻, 4号, pp.8-12.
- 和田 稔・羽鳥博愛 (編) (1990) 『改訂 中学校学習指導要領の展開 外国語 (英語) 科編』明治図書
- 和田 稔 (1991) 『国際交流の狭間で 英語教育と異文化理解』研究社出版
- 和田 稔 (1997) 『日本における英語教育の研究 学習指導要領の理論と実践』桐原書店
- 和田 稔 (2000) 「JET プログラムの言語政策論的課題」『英語展望』No.107, pp.32-36.

- Adachi, K. et al. (1998). *Perceptions of the JET Programme*. Hiroshima: Keisuisha
- Bay, D. (1997). *TEACHING ENGLISH IN JAPAN: A Professional Journey*. Tokyo: Sanyusha.
- Block, D. & D. Cameron (eds.) (2002). *Globalization and Language Teaching*. London: Routledge.
- Brumby, S. & M. Wada (1990). *Team Teaching*. London: Longman.
- Butler, Goto Y. & M. Iino (2005). Current Japanese Reforms in English Language Education:

- The 2003 "Action Plan" *Language Policy*, 4, 25-45.
- Byram, M. (1997). *Teaching and Assessing Intercultural Communicative Competence*. Clevedon: Multilingual Matters Ltd.
- Carless, D. R. (2006). Good practices in team teaching in Japan, South Korea and Hong Kong. *System*, 34, 341-351.
- DeCocker, G. (ed.) (2002). *National Standards and School Reform in Japan and the United States*. N.Y.: Teachers College, Columbia University.
- Feiler, B. S. (1991). *Learning to Bow: Inside the Heart of Japan*. New York: Ticknor & Fields.
- Hood, C. P. (2001). *Japanese Education Reform Nakasone's legacy*. London: Routledge.
- Lantolf, J. P. (2000). *Sociocultural Theory and Second Language Learning*. Oxford: Oxford University Press.
- Lewis, C. C. (1995). *Educating Hearts and Minds: Reflections on Japanese Preschool and Elementary Education*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Leonard, T. J. (1994). *Team-Teaching Together: A Bilingual Resource Handbook for JTEs and AETs*. Tokyo: Taishukan.
- McConnell, D. L. (2000). *Importing Diversity: Inside Japan's JET Program*. Berkeley: Univ. of California Press.
- Medgyes, P. (1983). The schizophrenic teacher, *ELTJ*, 37/1, 2-6.
- Medgyes, P. (1992). Native or non-native: who's worth more? *ELTJ*, 46/4, 340-349.
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science & Technology (2002). *Handbook for Team-Teaching*. Revised Edition. Tokyo: Gyosei Corporation.
- Phillipson, R. (1992). *Linguistic Imperialism*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- Phillipson, R. (2003). *English-Only Europe? Challenging Language Policy*. London: Routledge.
- Ricento, T. (ed.) (2006). *An Introduction to Language Policy*. MA: Blackwell Publishing Ltd.
- Schoppa, L. J. (1991). *Education Reform in Japan A Case of Immobilist Politics*. London: Routledge.
- Tajino, A. & Y. Tajino (2000). Native and non-native: what can they offer? Lessons from team-teaching in Japan, *ELTJ*, 54/1, 3-11.
- Thomas, J. (1983). Cross-Cultural Pragmatic Failure, *AL*, 4/2, 91-112.
- Tsuido, K. (1994). Misunderstanding — The First Step to Mutual Understanding, *English Language Teaching and English Linguistics*, No.11, Department of English, Faculty of Education, Shimane Univ., 11-20.
- Tsuido, K. (1997). An Analysis of Assistant Language Teachers' Perception of School-Related Cultural Problems, *Annual Review of English Language Education in Japan*, 8, 61-70.
- Wada, M. (1994). Team Teaching and the Revised Course of Study, in Wada & Cominos (eds.) *Studies in Team Teaching*. Tokyo: Kenkyusha. (pp.7-16)
- Wada, M. & A. Cominos (eds.) (1994) *Studies in Team Teaching*. Tokyo: Kenkyusha
- White, M. (1987). *The Japanese Educational Challenge: A Commitment to Children*. Tokyo: Kodansha International.

ABSTRACT

A Study of English Language Education Reform in Japan — Focusing on the JET Program —

Kazuaki TSUIDO

Institute for Foreign Language Research and Education
Hiroshima University

The Japanese Government started to implement a plan for English language education in 2003: The Action Plan to Cultivate “Japanese with English Abilities” (hereafter Action Plan). This article attempts to examine some characteristic features inherent in English language educational policy in this country, focusing on the JET Program (the Japan Exchange and Teaching Program) as one example of education reform and contextualizing it in broader perspectives. Specifically, the roles expected of native speakers of English (NSE) are examined.

Before the inception of the JET Program in 1987, there existed two major programs that had invited NSE in schools: Mombusho English Fellows and British English Teacher Scheme. It is sometimes pointed out that these two programs were merged into the JET Program. The JET Program, however, has its own unique origin. In the 1980s, Japan was faced with some crucial political and economic issues and these social factors have induced the government to introduce the JET Program. In other words, this program was implemented not just for the purpose of improving English language teaching but also for the purpose of solving economic and political problems such as trade frictions with the U.S.A. Because the JET Program aims to develop international understanding at the local community level as well as to innovate English language instruction at middle schools, it can be characterized as “being vague,” which might result in some confusion as regards the roles expected of NSE in a classroom.

This article also points out the importance of evaluating education reforms. Twenty years have passed since the introduction of the JET Program. And yet there seems to be little research on examining whether it has achieved its own goals or not. In this respect, both the JET Program and Action Plan need to be properly evaluated before further attempts to innovate English language education are made in the future.